

○須高行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例

(昭和40年12月3日条例第5号)

改正 昭和45年9月30日 条例第6号

昭和52年6月15日 条例第3号

昭和61年3月24日 条例第1号

平成29年2月27日 条例第1号

(目的)

第1条 この条例は地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項及び須高行政事務組合の職員等の給与並びに旅費等の支給に関する条例（昭和60年条例第1号。以下「条例」という。）第4条第2項の規定により、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。

(支給等)

第2条 特殊勤務手当の支給等については、須坂市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年条例第8号）の適用を受ける職員の例による。

(補則)

第3条 この条例に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、組合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年10月1日から適用する。

附 則（昭和45年9月30日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年9月1日から適用する。

附 則（昭和52年6月15日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年3月24日条例第1号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月27日条例第1号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。